



## 請願の趣旨

国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を、長浜市議会から提出してください。

## 請願の理由

現制度では、結婚を希望するカップルは必ず一方が改姓し、同じ姓を名乗らなければ法的な夫婦になることができません。選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方が良い」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、結婚前の姓を互いに維持したいカップルは夫婦別姓を選べるようになるものです。様々な人の生き方を包摂する現代社会において、多様性、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、選択的夫婦別姓制度の導入が求められています。

最高裁判所は2015年および2021年に夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方について「国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならない」としています。

人生100年時代、平均初婚年齢は30歳前後となり、生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚するカップルも多く、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。価値観や生活スタイル、家族のあり方が多様化するなかで、結婚に伴う改姓によって、社会的不利益・不都合やアイデンティティ喪失などの精神的苦痛を被る事例は増加しています。

現制度では夫または妻の姓を選ぶことができますが、カップルが妻の姓での結婚を合意しても親族から反対されるなど、実際に妻が改姓せずに結婚することは容易ではありません。また、結婚前の姓を互いに維持したいと考えるカップルにとって、現制度は、どちらかが姓を諦めるか、結婚を諦めるかの二者択一となっており、幸せであるはずの結婚の入り口で非常に苦しい決断を迫られています。こうしたことは、事実婚を選択するカップルの増加、それによる婚姻制度の形骸化、非婚化、少子化につながっているという指摘もあります。

2018年3月の国会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。生まれ持った姓を継ぎたいと望む一人っ子や姉妹も多く、伝統を守るうえでも改姓が結婚の障害となっています。

結婚するふたりが共に結婚前の姓を維持できる選択肢を設けることで、現制度でこうした困りごとを抱えるカップルも不利益を被ることなく結婚でき、法的根拠のある夫婦として安心して子どもを育て、老後も法的な家族として支え合える社会につながるでしょう。

2024年6月には一般社団法人 日本経済団体連合会（経団連）が選択的夫婦別姓の法制化を求める提言を公表し、夫婦別姓を認めない今の制度は、女性の活躍が広がる中で海外でのビジネスなどの際に支障が出かねないなど、企業のビジネス上のリスクになりうると指摘しました。また、政府は旧姓併記や通称使用を進めてきましたが、通称は法律上の姓ではないため、災害時の本人確認間違いや公的書類等への2つの姓の使い分けによる混乱といった社会的なリスクやコストを増大させており、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題もあります。

以上の観点から、多様性社会に対応し、性別を問わず誰もが共に活躍できる社会を実現するため、別紙「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(案)」又は、これと趣旨を同じくする意見書を長浜市議会として国会および政府に提出いただきますよう要望いたします。